平成２９年（フ）第６５６号
神奈川県厚木市棚沢195番地　棚沢ハイツＣ－201
債務者　白井　玲而
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７０８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7422番地、前住所神奈川県愛甲郡愛川町角田618番地の12
債務者　石井　　武
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７１７号
神奈川県秦野市戸川1099番地の９
債務者　菱田　　聡
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８４７号
愛知県長久手市桜作1501番地　ステージ・エルＢ－101号
債務者　長谷川梓紗
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８８４号
名古屋市港区名港１丁目11番19号　真港ハイツ302号
債務者　横井　桂子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９２０号
名古屋市昭和区向山町１丁目54番地　愛知昭和荘302号、住民票上の住所名古屋市北区楠味鋺１丁目419番地　コンフォール光和Ａ102号
債務者　清田あかね（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２０号
千葉県野田市上花輪1144番地の29
債務者　針替　千景
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５３号
千葉県柏市明原２丁目９番１－508号
債務者　岩岡　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２５号
千葉県柏市根戸483番地276　レオパレスグレースＬｅｄａ－207号
債務者　東海林市江
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３６号
千葉県柏市大室1191番地40　アートライフ105号
債務者　大塚あゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８４０号
千葉県野田市中野台499番地　レオパレス100102号
債務者　佐藤　　太
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８８１号
千葉県松戸市新松戸４丁目103番地　シティーコート21－201号
債務者　本橋　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８８４号
千葉県我孫子市古戸201番地の５（102号）アルコ・バレーニ
債務者　兒嶋　正明
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８９２号
千葉県柏市高田1042番地18　レオパレスフルールⅡ－205号
債務者　實川　菊江
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２７０号
沖縄県那覇市若狭３丁目18番６－602号　若狭改良市営住宅
債務者　仲島　景弘
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２７１号
沖縄県那覇市若狭３丁目18番６－602号　若狭改良市営住宅
債務者　仲島　スズ
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部